

奈良県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
スギ薬局王寺店	北葛城郡王寺町王寺二一六一	令和二年二月二十九日
小西歯科医院	宇陀市大宇陀拾生七一六番地	令和二年四月二十四日
キタ薬局	香芝市瓦口二二八二	令和二年四月三十日
かわにしクリニック	大和高田市春日町一八一三六	令和二年四月三十日
たかとり薬局	高市郡高取町大字観覚寺一二七二一八	令和二年四月三十日
ak薬局香芝店	香芝市上中八四一六	令和二年四月三十日
アイセイ薬局香芝店	香芝市畑三一九二六一	令和二年五月三十一日
中井記念病院	大和高田市大字根成柿一五一	令和二年五月三十日

→

→
目